

マナビバミエ若き起業家育成事業委託業務仕様書

1 委託業務の名称

マナビバミエ若き起業家育成事業委託業務

2 事業の目的

令和の時代を迎え、急速な技術革新と超スマート社会の実現、人口減少、雇用環境の多様化など、社会情勢は大きく変化している。このような時代を生き抜いていくために、本事業は、高校生が、起業家との交流や共に行う活動を通じて、将来、起業したり、就職先で新規事業を提案したりする力を育むことを目指す。ビジネスプランの作成をとおして、以下の資質・能力を育成する。

- (1) 起業家精神
- (2) 自らの考えを表現する力
- (3) 社会の課題を発見する力と、自ら解決しようとするリーダーシップと実行力
- (4) 情報を収集・分析できる情報活用能力や、数値を根拠にして物事を考え抜く力

3 委託業務の内容

- (1) オンラインによるチームミーティングでビジネスプランの立案及び検証を行うこと。(年間10回以上)
 - 2～4名のチームまたは1名で実施すること。
 - 受託者は、チームのチューターを配置し、活動するうえでの助言やチームの運営を担うこと。(1名が複数チームを担当することを可とする。)
 - 原則、オンラインで放課後や週末、長期休業中に1時間程度行い、実施日は考査期間等を考慮して、生徒と相談して決定すること。
- (2) ビジネスプランを立案・検証するためにフィールドワークを取り入れること。(年間2回以上)
 - 企業視察、先進的な事例視察など、チーム毎に実施すること。
- (3) オンラインによる全体ミーティングを実施すること。(年間5回以上)
 - 株式会社設立等、起業するための知識と手法を学ぶ機会を設けること。
 - 起業家を講師として招へいし、仕事のやりがいや業務上苦労したことなどについての講演やディスカッションをとおして、起業家精神の醸成やビジネス社会の実情を知る機会を設けること。
- (4) 対面による全体ミーティングで、事業開始時の説明会及び発表会(中間発表会、最終発表会)を行うこと。(年間3回以上)
 - 対象生徒の利便性を配慮して会場を確保すること。
 - 事業開始時の説明会を1回以上実施すること。
 - 発表会は年間で2回以上行い、1回目の発表会後に、起業家からの講評・助言をもとに、ビジネスプランを再検討する期間を設け、2回目の発表会につなげる機会を設けること。
 - 発表会は表彰を行うとともに、起業家を3名以上招へいし、講評・助言を行うこと。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、対面による全体ミーティングをオンラインに代替して実施すること。

- (5) 考案したビジネスプランは、企業や大学が主催するビジネスプランコンテストへ応募すること。
- (6) 受託者は、本事業の対象生徒と本事業に参加していない県内の高校生が共に参加できる「三重県高校生ビジネスプランコンテスト」を県教育委員会と協力して開催すること。コンテストを動画で撮影し、希望する高校生が視聴できるようにオンデマンドで配信すること。
- (7) 本事業で使用する教材を作成し、対象生徒等へ配付すること。
- (8) オンラインを活用した取組を主催者として実施できる体制を整えること。
- (9) マナビバミエ若き起業家育成事業の業務遂行状況及び活動内容について、報告書（任意様式：すべての活動日及び時間と活動内容）を作成し、三重県教育委員会事務局高校教育課（以下、高校教育課）の担当者に報告（原則、2か月に1回）し、各チームの取組を共有するとともに、取組の深化に向けた協議を行うこと。
- (10) オンライン全体ミーティング及び発表会は、受託者が動画を撮影し、希望する高校生が視聴できるようにオンデマンドで配信すること。
- (11) 事業実施に係る諸手続及び講師の派遣依頼と事前・事後の打ち合わせを実施すること。
※ なお、本事業に係る募集要項の作成及び対象生徒の応募受付並びに対象生徒の選考については、高校教育課が行い、受託者は高校教育課のサポートを行う。

4 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

5 委託業務履行場所・日程

場 所：対面による全体ミーティングは、対象生徒の利便性を配慮して会場を確保すること。

フィールドワークは、ビジネスプランを構築するために必要な場所で適宜行うこと。

実施期日：契約締結日～令和4年3月18日（金）

6 契約上限額

6, 248, 000円

（消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。）

7 対象生徒

三重県内の県立高等学校に在籍する高校生及び専攻科の生徒のうち本事業への参加を希望する者（15チーム程度を予定している）

8 事業実施における留意事項

- (1) 受託者は、起業家を育成する教育に精通していること。
- (2) 高校生が、起業家との交流や共に行う活動を通じて、将来、起業したり、就職先で新規事業を提案できる力を身に付けることができる取組を事業内容に含めること。
- (3) 全体のスケジュールを明示すること。
- (4) チームミーティングのチューターの人数、講師や助言者として派遣できる起業家の人数を示すこと。

- (5) 事業を実施するにあたり、県費が含まれている事業であることから、収益を計上することがないように留意すること。
- (6) マナビバミエ若き起業家育成事業の実際の活動日は、高校教育課及び参加する対象生徒と相談のうえ、決定すること。
- (7) 高校教育課の求めに応じ、本事業に関連する説明会への同席・説明等の対応を行うこと。
- (8) 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 受託者は、本事業以外の要件で、対象生徒と連絡を取り合わないこと。活動は、チューターと対象生徒の1対1のやりとりは避け、他のチューターにも同時に連絡を行うなどの対策を行うこと。
- (10) 高校教育課と事前に相談して、事業を実施すること。
- (11) 宿泊をとまなう活動は実施しないこと。
- (12) 対象生徒は、5月末までに決定する。
- (13) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て三重県教育委員会に帰属するものとする。

なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合は、その取扱いについては受託者により適切な処理を行うものとする。

- (14) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県教育委員会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (15) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (16) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (17) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。
 - ・ 報償費の支給基準は、三重県教育委員会報償費支給基準に基づいて委託料から支給すること。
 - ・ 対象生徒の旅費の支給は、三重県の職員等の旅費に関する条例及び旅費制度の概要に基づいて委託料から支給すること。
- (18) 受託者は、本事業がフィールドワークなどの活動をとまなうことから、対象生徒の体験活動保険等に加入すること。
- (19) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。
- (20) 新型コロナウイルス感染症が感染拡大したことにより、移動や対面での活動の自粛が求められた場合は、オンラインで代替して実施すること。
- (21) この仕様書に定めのない事項については、受託者は三重県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。